

◎議 事 日 程（第5号）

平成29年6月22日（木曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認について（愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第20号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第21号 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第22号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第23号 愛西市役所立田支所整備工事契約の締結について
- 日程第8 請願第3号 子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について
- 日程第9 請願第4号 「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願について
- 日程第10 選挙第4号 愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第11 発議第1号 議案第22号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議について
- 日程第12 意見書案第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書について
- 日程第13 意見書案第3号 地方財政の拡充を求める意見書について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（20名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 大島一郎君 | 2番 | 吉川三津子君 |
| 3番 | 近藤武君 | 4番 | 神田康史君 |
| 5番 | 竹村仁司君 | 6番 | 高松幸雄君 |
| 7番 | 山岡幹雄君 | 8番 | 大野則男君 |
| 9番 | 加藤敏彦君 | 10番 | 真野和久君 |
| 11番 | 河合克平君 | 12番 | 島田浩君 |
| 13番 | 杉村義仁君 | 14番 | 鬼頭勝治君 |
| 15番 | 鷺野聡明君 | 16番 | 八木一君 |
| 17番 | 石崎たか子君 | 18番 | 堀田清君 |
| 19番 | 大島功君 | 20番 | 大宮吉満君 |

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|---------|-----------|-------------------|-----------|
| 市 長 | 日 永 貴 章 君 | 副 市 長 | 鈴 木 睦 君 |
| 教 育 長 | 加 藤 良 邦 君 | 会計管理者兼 会 計 室 長 | 水 谷 永 君 |
| 総 務 部 長 | 伊 藤 長 利 君 | 企画政策部長 | 山 内 幸 夫 君 |
| 産業建設部長 | 恒 川 美 広 君 | 教 育 部 長 | 大 鹿 剛 史 君 |
| 市民協働部長 | 伊 藤 裕 章 君 | 上下水道部長 | 鷺 野 継 久 君 |
| 消 防 長 | 足 立 信 夫 君 | 健康福祉部長兼 福祉事務所長 | 水 谷 辰 也 君 |

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 服 部 徳 次 | 議 事 課 長 | 加 納 敏 夫 |
| 書 記 | 服 部 芳 樹 | 書 記 | 近 藤 泰 史 |

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

おはようございます。本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出され、開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をいただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として発議第1号、意見書案第2号及び意見書案第3号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

それでは、議案整理のためにここで暫時休憩をとらせていただきます。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（大島一郎君）

休憩を解きます。

ただいま議会運営委員長から報告のありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

まず最初に総務協働委員長、報告をお願いいたします。

○総務協働委員長（大宮吉満君）

皆さん、おはようございます。

総務協働委員会の結果報告をさせていただきます。

総務協働委員会は6月14日午前10時から開催し、当委員会に付託をされました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）は、主な質疑で、軽自動車税の税率の特例において、今年度の適用は何台か、また来年度はど

うなるのかの質問では、平成29年度における適用は788台です。来年度は通常課税でありますという答弁でした。

採決の結果、承認第1号は全員賛成で承認することに決定いたしました。

次に、議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、主な質疑で、非常用備蓄品について計画的に配備するのでしょうかの質問に対し、平成26年度作成の5カ年計画を平成28年度に見直したもので、計画配備していきますという答弁でありました。また、総合計画作成の日程とパブコメの時期はの質問では、パブコメは8月を予定、9月に調整の後に10月の答申を経て、12月議会上程を予定していますという答弁でありました。

採決に入り、議案第22号の当委員会に付託を受けました部分につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号：愛西市役所立田支所整備工事契約の締結については、主な質疑で、発注者である市が共同企業体（JV）を条件としたのかの質問では、共同企業体（JV）を組むことにより、複数の技術、人材、資金等が結集して安定的な工事施工ができると判断して条件としたという答弁でありました。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第23号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、請願第4号：「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願については、主な質疑で、今の日本の現状でテロ犯罪防止は必要ないといいますが、どうして現状のままで十分な取り締まりができ、また東京オリンピックが標的にならないと言い切れるのか、必要ないとはなぜ言えるのかの質問では、現行法で十分対応できる。また、政府の説明は不十分であるなどという答弁でした。

質疑の後、賛成討論がありましたが、採決の結果、請願第4号は賛成少数で不採択とされました。

陳情第2号、総務協働委員会に送付された憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書の中の意見書案2件を審査いたしました。

まず、適正な下請単価や賃金、労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書（案）については、委員による意見交換の後、採決の結果、全員賛成で採択とされました。後ほど委員会としてこの陳情に関する意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、地方財政の拡充を求める意見書案については、委員による意見交換の後、採決の結果、賛成多数で採択とされました。こちらは賛同議員より意見書案を提出されると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、総務協働委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、福祉消防委員長の報告をお願いいたします。

#### ○福祉消防委員長（真野和久君）

それでは、福祉消防委員会の結果を報告いたします。

福祉消防委員会は、6月15日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）は、質疑がなく、採決の結果、全員賛成で承認することに決定いたしました。

次に、議案第20号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正については、主な質疑で、減免や軽減対象者及び高額納税者の推移から見た今後の国保財政の見通しはどのように考えているのかの質問では、国保運営においては、後期高齢者医療への移行もあり、加入者は少しずつ減少する中で、医療費は大きく減少はしていない状況ですという答弁でした。

採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会に付託になりました部分については、主な質疑で、消防団詰所において他の修繕を必要とする場所はあるのかの質問では、車両、機材の点検時に消防団分団車庫について、他の修繕の必要のある箇所との連絡は受けていませんという答弁でした。また、老人福祉施設修繕工事に関して、施設の長寿命化に向けての健全度調査後のスケジュールはの質問では、健全度調査は今年度実施なので、その調査の結果を受けて緊急度に応じたスケジュールとしたいという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第22号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願については、主な質疑で、本来は国が実施すべきことだと考えますが、いかがですかの質問では、国には当然求めるべきと考えるが、地域の主体が地域に対してどう支援すべきかについても考えなければならないという答弁でした。

なお、動議で継続審査としたらどうかという意見がありましたが、委員会としてその旨を決定するには至りませんでした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、請願第3号は賛成者なしで不採択とされました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

最後に建設文教委員長、報告をお願いいたします。

## ○建設文教委員長（鷲野聰明君）

冒頭に一言おわび申し上げます。

お手元に届いております建設文教委員会の委員会審査報告書に一部間違いがございました。申しわけございません。議案第5号となっているのを21号、それから議案第6号が22号でございますので、修正のほうよろしくお願ひ申し上げます。申しわけございません。

それでは、建設文教委員会の結果を報告いたします。

建設文教委員会は、6月16日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第21号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、主な質疑で、社会教育法に基づく公民館の位置づけと指定管理についてはの質問では、市が設置した公民館で管理をするのは指定管理者です。館長の任命は行いませんという答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第21号は全員多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会に付託になりました部分につきましては、主な質疑で、道路行政の地域要望に対する優先順位づけの指針はの質疑では、地域要望も聞きながら道路行政の計画も立てられるような政策とすべきであると考えますという答弁でした。また、親水公園東ゾーン整備に関する当初の計画は、またフットサル場としたのはなぜかの質問では、平成7年の都市計画決定時の内容は、郷土の森わんぱく広場など遊具を備える計画でしたが、年数を経て社会経済状況の変化等により見直しされましたという答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、また動議で継続審査としたらどうかという意見がありましたが、委員会としてその旨を決定するには至りませんでした。採決の結果、議案第22号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

## ○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

## ○2番（吉川三津子君）

では、ちょっと数点お聞きをしたいと思います。

本部田町の道路について、優先順位が高いとした判断理由についてどのような答弁があったのか、ちょっと詳細に御説明をいただきたいと思います。

それからあと、もう一点なんです、私が本会議の中で交通量調査をしたかという質問をしたときに、していないという答弁がありました。しかし、委員会の中でまた交通量の数字が出てきたりとかしているわけですが、その点、本会議で虚偽の答弁があったのか。今回、修正の申し出も市のほうから出ていないわけですが、本会議の答弁と委員会の答弁の矛盾については

どのような説明がされているのか、御説明いただきたいと思います。

**○建設文教委員長（鷲野聰明君）**

それでは、吉川議員の御質問に答えます。

各地区の総代さんから案件と申しますか、13件等ありますが、6月補正予算では本部田町の道路の測量設計費をお願いしたものであります。行政段階で慎重に検討したという答弁でございました。

それから、交通量調査が必要云々ということでもございましたが、ケース・バイ・ケースにより交通量調査をやる場合もあるし、やらない場合もあるということでも御理解をお願いしたいということでもございました。以上です。

**○2番（吉川三津子君）**

再度、私がお聞きしているのはちょっと今御説明が違うので、もう一度お願いをしたいんですが、この十幾つですね、地元のほうから要望が出ている。その中で、この本部田の案件が最優先なんだということで、幾つかその理由を当局のほうはおっしゃっていると思うんです。その細かい理由についてどのような答弁があったのかということ。

それから交通量調査については、やる場合、やらない場合があるというのは本会議の中でもあったと思うんですが、今回、本会議の中では交通量調査をしていないとおっしゃいました。でも、委員会の中では何時から何時までは何台という数字が出てきておりました。そこで本会議での答弁と委員会での答弁が矛盾するわけです。そのことについての御説明はどうなっていたのかお聞きをしております。

**○建設文教委員長（鷲野聰明君）**

先ほどの道路がどういう理由で本部田町になったかということでもございます。地区公民館へ通る道路でもございまして、車がすれ違えないというか、それほど狭い地区であるということと、あとは子供さんも通学する場合に危険であるということ、総合的に判断して行政としては決めたということでもございました。

また、交通量調査云々につきましては、それぞれの時間帯でもって調査した結果が述べられました。以上でございます。

**○2番（吉川三津子君）**

今の御説明ですと、ほかの案件と比べて、これとこれと比べて本部田のほうの方が優位だというような説明はなかったということ。

それから、交通量調査については、本会議でしていないと答え、委員会では数字が出てきたということ、その矛盾を抱えたまま委員会は終了しているということでも判断してよろしいでしょうか。

**○建設文教委員長（鷲野聰明君）**

今の本会議と委員会との答弁の差があるということ、その矛盾云々ということでもございました。それぞれそのことについての突っ込んだ議論はなかったように感じます。行政側の現況と申しますか、1日ではないですけども、時間を区切って調査した人数が報告されたという

ふうに理解をしております。以上です。

○2番（吉川三津子君）

先ほど申したように、ほかの案件と比較してこう優位だよというような説明はされなかったということで、総合的な説明に終わったということでもよろしかったでしょうか。

○建設文教委員長（鷺野聰明君）

理由等までは確認できておりません。地区の総代さん中心に、あるいは地権者の同意等も踏まえて複数年に基づいて市のほうへ要望が上がっている案件だというふうに把握しております。以上です。

○議長（大島一郎君）

他にありますか。

[挙手する者あり]

真野議員。

○10番（真野和久君）

委員会の中で、今回の本部田の道路についてですが、地元からもいわゆる予算要望の書類の中で、承諾書に対する印鑑で所有者の氏名が違っていたり、また既に亡くなっている方の印鑑が押印されていたりというようなことが委員会の中でも問題になったと思いますが、それについての市の対応はどのようなことになっているのかは確認されましたでしょうか。

○建設文教委員長（鷺野聰明君）

先ほどの要望書の賛同者といいますか、署名が亡くなっている方とか、あるいは字が違っている云々ということでもございましたが、行政としては、私を感じたのは、一般的に地区の総代さんが代表で出ている以上、その方たちが生きてみえるのか、あるいは字が違っているのかというところまでは細かく精査していないというふうに思われますので、報告とさせていただきます。

○10番（真野和久君）

今、市のほうでは要望書に関して細かく精査していないという答弁であったということでありましたけれども、それで、委員会としてそれを了と、よしというふうに認めてしまったのかどうかについて確認をしたいと思います。

○建設文教委員長（鷺野聰明君）

委員会としては、賛成多数でよしと認めたということでもございます。以上です。

○議長（大島一郎君）

他にありますか。

[挙手する者なし]

他に質疑がないと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・承認第1号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第2・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第1号を採決いたします。

承認第1号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・承認第2号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第3・承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第2号を採決いたします。

承認第2号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第20号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第4・議案第20号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第20号は原案どおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第21号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第5・議案第21号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第21号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。

この議案は、永和地区公民館の指定管理を行うための提案ですが、来年4月から永和出張所を廃止することによって管理ができなくなるための提案であります。

永和出張所の廃止につきましては、地元の存続を求める強い要望とともに、愛西市が合併したときに住民に説明した4つの庁舎を残し、住民サービスが低下しないようにします、ここには永和支所も含まれておりますが、この約束が守られず、立田・八開地区、今度は永和地区の住民サービスが削減されようとしております。

そして、この永和地区公民館は社会教育施設であります。日本共産党は指定管理全てには反対しませんが、公民館の運営は市が直接責任を負うべきものと考えます。

そして次に、この条例案には佐織公民館も含まれております。将来の民営化につながるものであり、以上の理由で反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

議案第21号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

私は、指定管理者制度については適する施設と適さない施設があると思っております。最近では図書館の指定管理が導入されましたが、こちらについては表現の自由や知る権利といった基本的人権や思想の偏りにも影響する施設でありますので、行政みずからが運営すべきものと思っておりました。今回の特に永和公民館事業については、市民みずからが活動していく場であり指定管理に適した施設だと私は考えます。

しかし、一つ懸念することは、非公募でどんな団体を選出されるのかということです。私も今まで申し上げてきておりますが、手っ取り早く外郭団体や地縁団体をお願いしていたのでは

市民協働は進みません。ただ単に講座をすればよいわけではなく、公民館の果たす役割も変わっていかねばなりません。そういった意味で、市民協働の意味を十分理解し、推進できる選定をすることを要望いたします。

またさらに、出張所の役割を少しでも担える工夫をして進めていただくこととして賛成討論といたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第22号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第6・議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

〔「議長、これを進める前にお聞きしたいことがあるのですが」の声あり〕

吉川議員。

○2番（吉川三津子君）

発言させていただきます。

委員会の席で、この本部田の関係で議長が地権者に入っているということで、退席するか否かの議論がされたと思います。その中で、委員長判断がオブザーバーであって賛否に関与しないから退席の必要はないということで委員長は判断されました。

今回、これを進めるに当たって議長は利害関係者であります。議事を進める立場として問題はないのか、その辺について整理をさせていただきたいと思います。

○議長（大島一郎君）

ここで暫時休憩をし、全員協議会を開催させていただきますので、第1会議室へ集まってください。

午前10時32分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、再開をさせていただきます。

休憩前の吉川議員の関係でございますが、地方自治法117条の関係の排除規定には当たらないと考えますので、これにて議事を進行させていただきます。

それでは、議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

それでは、議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算での感想は、財政が厳しいといいながら、他の事業より優先度が高いといったデータや根拠もないような事業が示されていること、そして市民が困っているにもかかわらず、できることからやるということで進められており、それでは難題がどんどん後回しになっていくのではないかなということをお聞きして、今回この補正予算のさまざまな状況を見て思ったわけでございます。

今回のやはり反対の一番の理由は、道路新設改良費、測量設計等の委託料の1,360万円、本部田町の道路の関係でございます。地元要望書では、交通量が多い、児童が通学に利用しているので拡張が必要だということになっておりますが、本会議では交通量の調査をしていない、そして教育部局と建設部局との共同の通学路調査では、危険地域としても上がってきていない箇所だということで答弁がされております。実態調査をしないまま補正予算が上げられたというより言いようがございません。

また、委員会でもさまざまな質問がありましたが、拡張しなくてもこの問題は解決できるのではないかといった手法も提案がありました。

副市長も今後、道路行政を見直すとの見解を表明されたわけでございまして、この事業の進め方のまずさを感じられたのだと思っております。市長は進める決断ととどまる勇気でこの市を運営していくとおっしゃっています。まさにこの道路、多分今後、総額で5,000万、6,000万、ひょっとして7,000万、橋の工事もかかっておりますので、大きな金額がかかってまいります。この事業は、市長が言うのとどまる勇気でもって再検討すべきではないでしょうか。私としては、これだけの問題・課題がありながら、市側から議案の訂正が申し入れられなかったことは残念でなりません。

今回私は、子供に関する施設環境や教育環境のことを重点的に取り上げました。子供をあんな不十分な環境に置きながら、一方で優先順位の低い道路に何千万もかける。たった、たったと言ったら失礼かもしれませんが、1万円や2万円ぐらいで救われる家庭がたくさんあるのに、こういった多額な事業に投入されることは、本当に私にとっては納得がいかないことです。たった、たったと言っただけで本当に語弊があるんですが、1万、2万の救済を求めても、市が答える答えは財政難だから予算がとれないという答えです。市長には優先して行うべきものは何なのか、再度考えていただきたいと思っております。

もう一つ、毎回子育て支援や福祉系サービスがこの愛西市で進んでいるということをお聞きしていただいておりますが、広報が十分でないことを指摘してまいりました。今回、いろんな部局を回らせていただいて、その原因を1つ感じました。それは、職員の方々は予算内に利用

者を抑えよう、そういう気持ち働いており、広報をコントロールしている実態があると感じております。それは私は議員になって何度も感じてきたことであると同時に、議員としても今後補正予算に対しての質問の仕方、そういったものも考えていかなければならないと反省したわけですが、福祉タクシーのときもそうでした。広く広報すると利用者がふえて予算内におさまらない、そんな声も合併当初に聞いてきたわけです。子育て支援についても、園で一時保育がされております。病児預かりもされております。最近始まった産後ケアの事業もあります。広く広報し、利用者がふえれば補正予算を組む、そういった考えで進めなければいけないと今回補正予算を見ながら感じております。

以上、今回、議会準備でいろんなことを感じたわけですが、最後にもう一つ、今回、児童クラブの改修で八輪のほうをしていただけるということで評価はしておりますが、現状を1つお知らせしたいと思います。

今、児童クラブの待機問題で、ひとり親家庭の方も待機の状態児童クラブに入れない状況。そして、児童クラブに入れないから、あぁいった発達障害とかある子供の児童デイに回っている、そういった実態があります。何から最初にしなければならないのか、今回の補正予算の審議でいろいろ感じましたので、その辺のところの修正、改善を望みまして、大変申しわけありませんが反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、私も議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算について、この補正予算に反対という立場で討論を行います。

平成29年度の当初予算は、骨格予算であるということで提案され、承認をされたところですが、今回の補正予算が再任された市長の具体的な施策が反映した予算とするならば、大変残念な内容であると言わざるを得ない。6億3,000万円の総額のうち、土木費が3億4,600万を占めている。これが新市政の重点政策とするならば、愛西市の市政運営は全く疑問であります。市民に寄り添う市政運営がされる、憲法を精神を生かして地方自治法が定める自治体のあるべき姿、そういうものが今求められているところだと考えております。

歳入の面について、市民に寄り添う市政運営ということから考えるならば、市民協働のまちづくり基金について、例えば例年一般財源による予算を補完し、取り崩した基金が執行後に一般財源化されるような運営というのは、改めるべきではないかと感じておるところです。寄附された方の思いに寄り添う執行のあり方というものを再考することを求めたいと思います。

また、国の基準どおりに行政サービスを行うためとして臨時財政対策債があるというふうに私は考えておりますが、上限までを予算化するのが当然ではないでしょうか。3億円の財政調整基金を繰り入れることなく予算執行が可能になるのではないかと考えます。市の説明では、70億円の財政調整基金はすぐに枯渇するという見解でありました。であるならば、臨時財政対策債を上限まで借り入れし、財政調整基金の繰り入れは最小にとどめる行政運営を行うことが

必要ではないでしょうか。本補正予算の歳入のあり方については、従来の見解とも大きく異なっており、臨時財政対策債により財源確保を行えば、子供医療費の無料化の拡充や国民健康保険税の負担の軽減、また学校のトイレの洋式化、エアコンの設置、駅の安全対策に至るまで優先して進める市政運営をすることができると考える次第であります。そういった点では、歳入においてもこの補正予算については疑問な点がたくさんある状況であります。

また、歳出の面におきましても幾つかの点で適切ではない計上がされていると言わざるを得ません。

第1には道路新設改良費において地元要望としながら、なぜたくさんある地元要望、12ある地元要望の中かなぜ本部田の当該道路を優先して行うということについては、優先をさせるための明確な答弁はありませんでした。また、危険な道路である、子供の通学路になっているという地元要望の内容については、この新設をすることによってそれらの問題が解決をするんだという有効性の検証はなされていないのが実態でありました。考えるに、議長の地元の要望であるので優先しているのではないか、そんたくがあったのではないかということを考える、また感じる次第であります。

さらには、地元要望書に添付されている承諾書は、承諾者の名前が違っていることや亡くなった方の名前があり、承諾の印鑑は誰が押したのかと疑問を抱いてしまう有印私文書が添付されている事態であります。そのような有印私文書の添付された地元要望書が提出され、会議を行い、市長の印鑑まで押された地元要望書に基づく予算計上を行うということは、適切な行政運営を行っていることになるのでしょうか、甚だ疑問であります。適正であるのか、適法であるのか不明瞭なままの予算計上がなされている本補正予算でいいのでしょうか。二元代表制の一翼を担う議会としてこのまま決議を行っていいものだろうか、議会の役割が問われているのではないかと考える次第であります。

第2に、工業団地の北側の誘導路のインターチェンジのような、そういう誘導路の新設についても市の予算の内容について疑問が多くあります。地権者の合意がいまだなされていないという問題、そして交差点の安全性や誘導路の安全性が検証されていない問題。ゴールが決まっ
ていて、ゴールまでに何とかしますというような精神論的な取り組み、そんな状況であるのにもかかわらず4,700万円もの予算計上を行っていることは、本当に我々の、また市民の方の税金を預かり、それを執行する、そういう予算の執行上いいのかどうか、疑問に思うところあります。

第3に、親水公園の東ゾーンの整備についてもさまざまな意見があり、従来計画を再検証することなく、必要性や有効性の検証が不十分であるフットサル場を建設する予算計上も行われているところあります。

また、第4には、教育費の中で、現場において先生たちも賛否両論、いろいろな考えがある中で道徳心を評価することによる道徳の教科化にかかわる予算が県費補助という状況であります。計上されていることも大変問題であると考えます。子供の内心を、道徳心を評価し統制をする、そのことにつながるのではないかと大変疑問がある予算内容になっております。

また、第5には、公民館の運営については市の責任で行うということを我々は求めておりますが、その公民館の指定管理のための委員会の委員の報償費が計上されているという点も問題であります。

再考すべき点が少なくとも5点にわたるのは非常に問題である、そのような予算計上を行うべきではないというふうを考える次第であります。

そして、健康なまちづくり事業ということで新たな事業を行う、そういう予算計上もされておりますが、300人分の予算計上を超えた場合はどうするのかという具体的な方策もなく、毎年継続的に行っていくかどうかについても明確に回答がありませんでした。市民の健康の増進や医療費の削減につながるといった効果を実りあるものとするため、この事業についても定数や、また事業の詳細な今後の状況、計画等を見直していただき、実施がされることを望むものであります。

農業振興費や学校トイレの洋式化、非構造部材耐震化など、その設計に対する費用など賛成する費用が含まれてはおりますが、しかしながら一昨年から1万人以上の市民の要望の子供の医療費の無料化、中学校卒業までの拡大については今予算では計上もされていない。また、本部田の道路新設費用についても適正であるのか、適法であるのか全く疑問な状況で計上がされております。

私たちが持っている愛西市の自治基本条例には、議会の役割として市の意思決定機能を有するということが議会自治基本条例には規定がされているところであります。さまざまな問題を抱える本予算をそのまま決議し、市の意思決定をしてもいいものなのか。私は、市の意思決定機関として権威を持って、この二元代表制の一翼を担う議会として反対をすべきと考える次第であります。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、6番・高松幸雄議員、どうぞ。

○6番（高松幸雄君）

議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から発言をいたします。

愛西市を取り巻く状況を見ると、人口減少と少子・高齢化の急速な進行の波は本市においても一気に対応を迫られる状況となっております。

本市の財政状況の見通しは、普通交付税の合併による特例増額分が昨年度から段階的に縮減が始まっており、その特例も平成32年度までです。その一方で、歳出では、扶助費や公共施設の維持管理、更新費用の増加などから、これから一層厳しい財政状況となる中、平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）には市民のための地域ぐるみで健康づくりに取り組んでもらえる健康なまちづくり事業を初め、親水公園東ゾーンにおけるフットサル場の整備に新しい事

業、児童クラブ利用児童の受け入れ体制を整えるための八輪小学校図工室等の整備に伴う児童クラブ室整備工事費、児童クラブ室備品費、修繕料が計上された児童クラブ整備事業、また防犯については以前から要望がありましたJR永和駅駐輪場の防犯カメラ設置工事費などが計上された防犯カメラ設置事業、また施設の老朽化に伴う佐屋老人福祉センター及び佐織総合福祉センターの修繕改修費、佐織公民館や佐屋保健センター体育施設などの各種修繕工事、さらに永和小学校南校舎等トイレ、勝幡小学校北校舎東棟トイレ改修や永和小学校屋内運動場非構造部材耐震改修及び佐屋中学校武道場非構造部材耐震改修の設計などが計上されております。これらの多くは市長の思いが着々と実現に向かっているあかしであり、市民に期待される補正予算となっていると思います。

以上の理由により、今回の平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について賛成討論といたします。

○議長（大島一郎君）

次に、3番・近藤武議員、どうぞ。

○3番（近藤 武君）

それでは、議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）に対し、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の補正は4月の市長選挙の実施に伴い、さきの3月議会での骨格予算に対して、日永市政の2期目の最初の補正予算であり、29年度予算として本格的な予算が調ったところであると思っております。

政策的、投資的経費といたしまして、主なもので未整備であった親水公園東ゾーン整備事業、小・中学校のトイレや外壁など環境整備をするための改修設計費、児童クラブ室整備事業、また佐織公民館修繕工事など各施設の老朽化対策としての修繕工事、また農業経営者を支援する産地パワーアップ事業、市民参加型健康なまちづくり事業、災害対策費など、さまざまな分野に対して補正額6億2,996万6,000円を増額し、予算総額を204億6,496万6,000円とするものであります。これらの新規事業を含めた歳出に対し、愛西市の厳しい財政状況の中、国・県の補助金などを積極的に活用し、現時点において適正な市債発行、基金の活用であると考えております。

市長の所信表明の中でもありましたが、よりよい愛西市を次世代に引き継ぐために、しっかりと将来を見据え、効率的な財政運営を心がけていただき、よりよい市政運営を期待いたしまして賛成討論といたします。

○議長（大島一郎君）

次に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○7番（山岡幹雄君）

議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論させていただきます。

このたびの補正予算は、平成29年度一般会計の当初予算が義務的経費を中心とした骨格予算

編成でした。市長 2 期目の市政運営に当たり政策的経費や、投資的経費を肉づけるための補正予算であります。

主な事業といたしましては、皆さんがいろいろ言われてみえる親水公園東ゾーンの整備事業や、児童クラブ室整備事業、また佐織公民館修繕工事を初めとした佐織公民館や佐屋保健センター、体育施設などの各施設の老朽化対策として修繕工事、さらに小学校トイレ改修や中学校武道場非構造部材耐震改修の設計が計上されております。インフラ整備では地域内側溝舗装工事や、また農業経営者を支援する産地パワーアップ事業など、またさらにソフト事業として市全体で健康意識を高めるための市民参加型の健康なまちづくり事業などが含まれております。

今回、市長 2 期目のスタートでありますので、このような理由により賛成討論とさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第22号は原案どおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第 7 ・ 議案第23号（討論・採決）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第 7 ・ 議案第23号：愛西市役所立田支所整備工事契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、2 番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○2 番（吉川三津子君）**

それでは、議案第23号：愛西市役所立田支所整備工事契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

私は公共施設の統廃合問題については、自分なりに合併当初から取り組んできました。市長にとっても大きなテーマとして取り組みをされているということについては、大変評価をしております。

しかし、何度も申し上げておりますようにこの問題から支所整備のことを考えたときに、現在ある施設内で支所運営をしていくのが当然ではないか。この施設の統廃合を考えたときに、やはり今ある施設を有効に使いながら、そして複合施設にしていくことが、運営費等、一番効果的、そして市民の利便性からも複合施設化というのが最良の選択であるのは明らかであります。玄関が 1 つである、受け付けも 1 つである、エレベーターも 1 つしか要らない、複合施設

化の利点はたくさんあります。立田庁舎の周辺にはいろんな公共施設があります。そうした中で、複合化を進めながらこの公共施設の適正化を進めるという考え方が当然の考え方でありながら、そこに至らなかったということは大変問題であろうというふうに思っております。

そしてまた、入札においても私は大変問題を感じております。地元優遇ということで大変地元にはハードルが低く、市外からの参入は大変しにくい、それが愛西市の入札の現状であります。しかし、この愛西市の企業が力をつけるには、やはり外に出て行って仕事をとってもらえる企業の育成が大変重要になります。そういった部分におきまして、やはりある程度市外の企業も参入できるような仕組みをつくっていかねば、真の地元企業の育成にはならないというふうに考えております。

以上の点から、この議案には反対といたします。

**○議長（大島一郎君）**

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは、議案第23号：愛西市役所立田支所整備工事契約の締結について、反対討論を行います。

昨年6月には佐織支所整備の契約工事が締結されましたが、そのときにも問題としましたけれども、そもそも愛西市が合併した中では、4つの庁舎の中それぞれで総合的なサービスを行っていくことがうたわれていました。それが現庁舎への拠点化と支所化によって、それぞれの支所の諸サービスそのものが他を高めていくということが不可能になってきたのが現実であります。

現在の佐織庁舎の中でも、庁舎統合後にはやはり佐織の庁舎ではうまく相談ができないということで、わざわざこの当市役所まで来られている方も私の地域でも何人も見える、そういった状況になっています。そもそもの合併のときの精神に基づいて、それぞれの地域でしっかりと住民サービスを行っていく、愛西市としての使命を果たしていくことが必要だと考えます。

そうした視点から、今回の立田支所の整備工事についても我々としては認めることはできないということで、この工事契約には反対をいたします。

**○議長（大島一郎君）**

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見はございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定いたしました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。11時35分再開といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・請願第3号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第8・請願第3号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願についてを議題とし、討論を行います。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○2番（吉川三津子君）

この際、継続審査の動議を提出させていただきたいと思います。

理由といたしましては、委員会のときにも申し上げましたように、愛西市議会の愛西クラブ、新生愛西クラブ、そして公明党さんのほうからも、やや子供医療費、前向きの一般質問がされております。共産党さんのほうからも請願の紹介議員として動いていらっしゃる経緯があります。

私たちは今、議会基本条例をつくって最後の詰めに入っているところでございます。その中で、議員間討議をしながら議会としての意見を取りまとめていくということで、議会基本条例をつくって進んでいるわけですので、この問題につきましては継続にして、議会として討議をし、結論を出していくという形をとっていただきたいと思いますので、その辺取り計らいを議長のほうにお願いしたいと思います。

○議長（大島一郎君）

ただいまの動議は、会議規則第15条の規定により、発言者のほか1人以上の賛成者が必要であります。

賛成の方はありますか。

〔賛成者挙手〕

賛成者が3人ありますので、この動議は成立いたしました。

それではこの後、全員協議会を開催したいと思いますので、委員会室へお集まりください。

午前11時36分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして再開をさせていただきます。

先ほどの吉川議員からの継続審査の動議でございますが、委員会等で審議いただいて、そこでも継続審査の動議が出ておまして否決になっておりますので、この本会議での取り扱いは行いません。

次に、通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、請願第3号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について、賛成の立場で討論に参加いたします。

3月議会でも述べましたが、合併前を含めて歴代の市長は、子供の医療費助成を県内でも早くか、また世間並みに実施をしてきた背景があります。平成22年から7年が経過をし、現在では県内で唯一中学生に対する医療費助成を行っていない自治体となってしまいました。54の自治体のうち90%は完全無料化、残りの自治体でも所得制限をつけたり、一部償還払いにて中学生の医療費助成を行っているのが現状であります。

医療費助成の拡大は国がすることであるということ、また自治体間競争に利用されているとして、医療費助成の拡大を地方自治体が行うことではないとして、子供の医療費の無料化の中学校卒業までの拡大を今まで行わなかったため、県内でおくれる自治体となってしまったのが現状ではないのでしょうか。他の自治体においても、子供医療費の無料化の拡大については同じように国が行うことと課題を先送りしているならば、県内で90%の自治体の子供の医療費無料化の中学校卒業まで拡大を行う今の現状には至っていないのではないのでしょうか。自治体に住んでいる子供たちが健やかに育つように、子育ての経済的な支援を必要とする、その地域の市民の強い思いが、他の地方自治体についてはみずからが解決すべき課題であるといって取り組んできた結果が、この県内で90%の自治体を実施する状況となっているのではないのでしょうか。

愛西市議会においては、現在まで1万人を超える署名が議会に提出をされています。議会はその市民の強い思いをくみ上げ、市に向けて再度要求していくことが議会の政策実現機能を発揮することになるのではないのでしょうか。

中学生の医療費負担は、中学生本人、世帯にとっても決して軽いものではありません。病気にかかりにくくなっているのも後回しにしていい課題でもありません。そもそもみずからが進んで病気になるという人はいません。みずからに決定権がある子育て支援策と比べてどちらを優先させるかという課題ではないのではないのでしょうか。みずからが望んで病気になるわけではないので、病院の窓口で医療費負担は無料が基本だというふうに私は考えます。窓口での医療費の負担の心配がなく、いつでもどこでも誰もが十分な医療が受けられること、このことが憲法の精神にものっとった国民皆保険制度の基本であるのではないのでしょうか。そして、医療費は社会的に納付して負担をするということが、この社会保障の原則ではないかと私は考える次第です。

愛知県内のほかの自治体では、その実施を自治体のみずからの責任において行うこととして、特に児童福祉法で児童と定義をされる18歳未満の住民に拡大する自治体も出てまいりました。子供医療費助成、中学校卒業までの無料化は県内どの自治体でも標準装備であり、子育て支援に対するシンボルマークとなっているのが現状であります。北海道の夕張市においても、少子化対策として、一つの方策として子供の医療費の無料化、中学校卒業まで拡大をするということを行うように決定をしたところでもあります。

国がすることとって先送りすることは、結果として市民の要求を無視することになります。市民にとって一番身近な市政が、市の18歳未満の子供たちの健やかな成長のために、市みずからそのことを課題として取り組んでいくことを反対する市民は誰もいないのではないか、そのように考えます。

本会議の一般質問では、私を含め4人の方、そして全ての会派の議員が医療費助成の拡大を求めました。議会の意思を市に示すためにもこの請願を可決することを求めて賛成討論いたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について、賛成討論を行います。

以前もお話をしたことがありますけれども、そもそも医療保険制度というのはどうしてあるのかということでもあります。まず、その点からしっかりと考えていただくことが必要ではないかというふうに考えるわけです。

医療保険制度は、社会保障制度の中でも非常に重要な役割を担っています。みずからが病気によって働けなくなった場合に安心して医療にかかれるようにしていくこと。そして、所得の状況などにはかかわらず安心して医療にかかれる、そうした制度が世界的にもつくられてきました。当然、日本においても戦前から医療制度として整備をされ、今、国民健康保険制度も含めて国民皆保険制度が確立しています。

しかし、残念ながら日本においても、保険料は支払っても、それ以上に医療費を払わなければならない状況になっています。しかし、世界的に見れば、今の医療費については、医療費が無料のところは多くあります。これは子供だけの問題ではありません。例えば、いわゆるアメリカを除くG7の各国においても原則として医療費の自己負担はなく、全額給付となっています。先進国においてもそうした状況が現実です。

また、思い出していただきたいのは、日本においても、もともと健康保険の本人負担は1984年までは全額給付でしたし、老人医療費についても1973年から83年までは無料化の制度がありました。このように医療保険というのは、一部負担を課すことによって受診抑制を促すというような考え方に今政府は立っていますけれども、本来は負担なしの全額給付が基本であります。そうしたことが医療制度の基本だということをまず認識していただきたいというふうに考えます。

さらに、世界的に見ても、日本のいわゆるGDP国内総生産に対する医療費の割合についても、先進国平均、いわゆるOECD平均の9.1%に比べても、日本は約8%という形で低い状況であり、さらに先ほどのいわゆるG7の国の中では平均が11.6%、これは2005年の統計ではありますが、そうした中で考えれば、日本のGDPに占める医療費は決して多くはありません。

また、社会保障費についても日本は先進国の中でも非常に割合が低いという状況もあります。税金を払う、あるいは保険料を払いながら、その分社会保障として返ってくる、そうしたもの

についても日本が大変低い状況にもあります。そうした今の日本の医療制度の問題、これもしっかりと認識しながら、やはり子供の医療費の問題を考えていくことが必要ではないでしょうか。

子供の医療費の無料化制度に関しては、2000年の5月に全ての政党と会派が一致して、参議院において国による医療費負担の軽減措置を検討すべきであるという提言が行われ、そして国は2002年からいわゆる3歳未満児の窓口は2割負担に軽減し、2008年4月からは就学前まで2割負担に軽減をしてきました。そうしたものが全国的な子供の医療費の無料化の拡大をした中で、国もその声に押されて実現をしてきたという過程も認識する必要があるというふうに思います。

さらに、日本においては少子化の問題があります。子供のいわゆる日本の出生率が非常に低いような状況の中での先進国の動きの中でも、子供の医療費の問題は日本がおくれていることは非常に重要ではないかというふうに考えます。特に2009年度以降では、いわゆる合計特殊出生率の低下が予測されていましたが、子供医療費の無料化の拡大や子ども手当の創出、また国公立授業料の無償化等のさまざまな取り組みもあって、2010年度については改善が見受けられたという報告もあります。

しかし、もちろんこの子供の医療費の無料化の拡大だけで少子化対策になるわけではありません。当然、非正規労働や正社員であっても賃金が安い、また長時間労働、そうしたさまざまな今の働き方の問題も含めた雇用の改善、そしてそれプラス医療費の窓口負担をなくす、さらには教育負担を軽減する、そうした子育ての条件を整えることがますます今も重要になっていることはもちろんであります。

こうした中で、当然こうした医療費の無料化というのはナショナルミニマムとして国が責任を持つことは当然ではありますが、しかしそれをいつまでも愛西市として座して待っているわけにはいきません。子供は年々成長し、そうしたお子さんを抱えている保護者の方々もたくさん見えます。そうした中で、やはり愛西市としてもしっかりと子供の医療費の無料化の拡大を実施することが必要ではないでしょうか。

財源の問題についても、一般会計の補正予算の中で河合議員が申し上げましたが、愛西市はいわゆる臨財債を満額借りないというところを考えても、これはていどいい貯蓄になるわけでありまして、そうした点でもお金は十分にあることがわかっています。

そして、これまで市長は子供の医療費の無料化の問題に関して、議会の中でなかなか一致した意見がないからということも理由の一つにされてきました。そうした点でも、今回の一般質問では各会派から子供の医療費助成の拡大を求めるものも出ています。だからこそ、今こそ議会としてこうしたことをしっかりと示していくことが必要ではないかというふうに考えています。

ぜひとも今回、市のほうに子供の医療費の拡充を求める意見書を出していくことを求めまして、私の賛成討論といたします。

○議長（大島一郎君）

次に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

請願第3号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について、賛成の討論を行います。

子供の医療費無料化の拡充については、自治体間格差、自治体間競争が生じるので反対という意見があります。子供医療費の無料化の拡充については、憲法からいえば国の仕事であります。地方自治法からいえば市町村の仕事であります。国民や住民の願いに応じて福祉の充実を行うことは当然のことです。しかし、国が行わない状況で地方自治体が行えば、条件のあるところだけ、やる気のあるところだけが進んで自治体間格差が起こります。

愛知県においてもそのような状況が生まれています。ただし、通院と入院を比べてみますと、愛知県では入院は県の制度で無料化していますので、全ての自治体で完全無料化です。自治体間格差があるという話は聞きません。通院についても、県が制度を設ければ、県下全ての自治体で中学校卒業まで完全無料化になることでしょう。国が行えば、国の全国の自治体で無料化が実現するでしょう。このように自治体間格差を解消することは、県や国の仕事であると考えます。市町村としては、県や国が一日も早く制度化することを求めていくことが答えではないでしょうか。

愛西市において住民の強い要望があります。そして、市の財政も現在は十分対応できます。こういう状況の中で、一日も早く子供の医療費の無料化、せめて中学校卒業まで完全に無料になることが必要だと考えます。

以上の理由によって、請願第3号の賛成討論といたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第3号を採決いたします。

請願第3号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第3号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・請願第4号

○議長（大島一郎君）

次に、日程第9・請願第4号：「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願については審議不要にしたいと思いますが、これに御異議のある方はどうぞ。

〔「異議あり」の声あり〕

今、異議がありましたので、これにて審議不要についての採決を行います。

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数であります。よって、請願第4号は審議不要とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・選挙第4号

○議長（大島一郎君）

次に、日程第10・選挙第4号：愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選出いただきますのは、委員4名、補充員4名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、お手元の名簿（案）にありますように選挙管理委員会委員に伊藤毅氏、後藤幹夫氏、清水清治氏、安藤知男氏の4名、選挙管理委員会補充員に加藤晴美氏、山岸陽子氏、飯尾治彦氏、森本寛幸氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました選挙管理委員会委員4名、並びに補充員4名を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員に伊藤毅氏、後藤幹夫氏、清水清治氏、安藤知男氏の4名、選挙管理委員会補充員に加藤晴美氏、山岸陽子氏、飯尾治彦氏、森本寛幸氏の4名を当選人と決定しました。

ただいま選挙管理委員会委員及び補充員に当選された方々には、文書をもって会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第11・発議第1号：議案第22号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議についてを議題とします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

〔「議長」の声あり〕

大野則男議員。

○8番（大野則男君）

それでは、発議第1号の提案理由並びに内容説明をさせていただきたいと思っております。

議案第22号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議について、このことについて議案第22号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議を別紙のとおり提出をしたいと思います。

平成29年6月22日提出。提出者、愛西市議会議員・大野則男。賛成者といたしまして山岡議員、大宮議員、堀田清議員、大島功議員ということで、愛西市議会議長・大島一郎殿ということで提出をさせていただきたいと思います。

提案理由としては、この案を提出するのは平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）の執行に当たり、市民の皆さんに説明と理解、並びに周辺地域の安全かつ安心な環境整備が行われるために留意すべき点を議会として決議する必要があると感じましたので、提出をさせていただきたいと思います。

議案第22号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議、このことについて、平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）は、建設文教委員会において活発な議論のもと、慎重審議の結果、原案可決されましたが、補正予算（第1号）中、8款土木費、1目13節測量設計等委託料に対しては、この執行に当たって下記の事項に十分留意して取り組まれるよう強く求めるものであります。

まず1番、地元要望での公文書の不備の是正。これも討論の中でさまざまな議論があったと思いますが、公文書が基本的に不備が生じております。その是正を求めていきたいと思います。

2番、事業採択に当たって地元要望での通過車両の調査。本会議では調査はする必要ないんだと、この事業をやるときにはさまざまな道路状況で必要ないという答弁がありましたけれども、私も立ち会いました。委員会で説明もありましたとおり、それがこの事業に対して本当によいか悪いか、それも基本的に調査をしていただきたい。

そして3番、一部通学路での要望だが、これもそのときに職員の皆さんと調査をかけたときに、ここは通学路ではありませんと、お一人、お二人のお子様を通られるだけの話であって、通学路というものは基本的に位置を設定させて集団で集まったところから通学路指定をしておりますと。じゃあその位置はどこですかというお話をさせていただいたときに、この位置ではありませんというお話がありましたので、そこを教育部局との調整も含めて再調査をお願いしたい。

そして4番、近隣の総代の了解（同意書）を取りつけてほしい。これは、落合さん、東保、西保、さまざまな近隣の市町の住民の方から数多く、ここを道路拡張をやることよりも優先されるべき道路があるんじゃないかという声をたくさん聞いております。そんなことも含めて、ここを優先されるのであれば、基本的には地元要望は地元要望として尊重される、それは理解いたしますので、近隣の市町の人の声も十分聞いていただいて進めていただきたい。

そして5番、これも討論で話がありました。数多くある地元要望であっての採択理由を明文化していただきたい。このことについては、基本的に次に地元要望で基盤整備を進めるに当たって足跡を残していく、そんなことは必要性を感じるところでありますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

以上ですが、この本部田町の道路拡張工事に当たっては、利益関係者がこの議場の中に1人お見えである、そんなことも含めて、今進めるべきかどうなのかも含めて、とにかく地元要望は大事であります。しかしながらも基本的に考えていただきたい、調査をしていただきたい、そんな思いで今回出させていただきましたので、御議論のほうよろしく願いをいたします。ありがとうございます。

○議長（大島一郎君）

次に、発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

真野和久議員。

○10番（真野和久君）

今回の一般会計補正予算に関しては、こうした問題があることは委員会の中でもありましたし、採択に関しては非常に疑問を感じるものとして、幾つか確認をさせていただきたいというふうに思います。

こうして5点の要望があるわけですが、1つ確認をしたいのが、まず4番目の隣町への総代の了解（同意書）の取りつけということですが、またそれぞれの総代さんの了解というのを一々とってくる話になってくると非常に難しい。確かに両方にかかるようなものとか、そういう身近なところで関係をするような場合には必要だと思いますけれども、当然その辺については必要なとは思いますが、ただやはり5番目との問題も含めて聞きたいのは、やはり今回一番大きな問題だったのは、採択理由が明文化すること、まさにそこにあるんじゃないかなというふうに思います。議会へのしっかりとした説明、それはもちろん翻れば、その他の町内会に対しても疑問があればしっかりと説明をしてもらおうと、正当性があるということ。そうしたことがやはり必要だというふうに思いますので、そうした理解でいいのかどうかについてちょっと質問したいと思います。

それと同時に、今回の件に関して5つの要望というのがありましたが、やはり議会への報告というは求めるのかどうか、またこうしたものをいつまでにやっていただきたいのかということについて、どのように考えているのかについてお尋ねしたいと思います。

○8番（大野則男君）

それでは、真野議員の質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

まず、4番の近隣の総代さんの了解、これはもう本当にある意味、今真野さんが言われたことなんです、この工事を、例えば落合さん含めて近隣の総代さん含めてまちの多くの人たちにお話をした場合に、道路というものは、その地区だけで存在するものをつながる道路というのが本来あるべき道路の姿であると。今回の道路については、AからBがあるならばAからBしかない道路、Cにつながる道路ではないというところの道路を補正で基本的にお話がありましたけれども、今測量だけで設計等含めて1,360万、この数字も含めてお話をさせていただいた中で、多くの近隣の住民の方が不信感を抱いておられる。そんなことがありましたんでこれ

を明文化してここに入れさせていただきました。

そしてまた、採択の理由を明文化する、そんなことも真野議員には言っていただきましたけど、これはぜひともやっていくべきところだと思っておりますし、しかしながらこれをいつまでどういう形で、私が考えるところはあくまでも我々は執行部の皆さんに対して、執行に当たってはこういうことを留意していただけないかというお話をしていくことが我々の仕事ではないのかなあと。執行権を持っておられるのは事務方、そんなふうに私は思っておりますので、これをいつまでどういう形で、この附帯決議が拘束力があるかということも踏まえて、この附帯決議を勉強した中で、今回いろんなさまざまな問題をそのままにして進められることは、やっぱり知った以上はこういう形で出すべきだという判断をさせていただいて、しかしながら一般会計補正予算については、さまざまな大切な事業がありますんで、ここは賛成をさせていただいた中で、この事業については留意をしていただきたい、そんな思いで附帯決議とさせていただきますので、いつまでとか、議会への義務だとか、そういうことは私は、うちの会派の皆さんも考えておられないということでございます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

発議第1号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略いたします。

次に、発議第1号を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

吉川議員。

○2番（吉川三津子君）

私は、この一般会計補正予算には反対した立場であります。しかし、この補正予算の測量設計等の委託料については大変問題があると感じております。反対した身ではございますが、この議案は可決されておりますので、よりよい状況で執行されることを望みますので、この発議に対しては賛成としたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（大島一郎君）

真野議員。

○10番（真野和久君）

今回の附帯決議に関してですが、私たちも基本的に経緯のことを考えれば反対せざるを得ないという形で反対をいたしました。ただ今後、この事業を執行していくに当たって、やはり市としてしっかりと議会に説明をしていくこと、そして正当性を持って説明ができること、そのためには、やはりそうした調査、また理由というものを市独自にちゃんと検討してもらうこと、

さらには、例えばそうした町内から出た文書に関しても、市としてしっかりとそれが合っているかどうかについては確認をするようなこと、そうしたことも責任を持ってやってもらうということがやはり市の仕事だと思いますので、そうした点をしっかりとやっていただくことが重要だと考えますので、賛成をしたいと思います。

○議長（大島一郎君）

他に討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

〔「反対討論は確認しないんですか」の声あり〕

反対討論ありますか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第1号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、発議第1号は否決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・意見書案第2号及び日程第13・意見書案第3号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第12・意見書案第2号：適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書について及び日程第13・意見書案第3号：地方財政の拡充を求める意見書についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○20番（大宮吉満君）

それでは、意見書案第2号の提案説明をさせていただきます。

意見書案第2号、愛西市議会議長・大島一郎殿、総務協働委員会委員長・大宮吉満であります。

適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書についてであります。

適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものでございます。

適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書案の内容につきましては、公共サービス基本法の確実な履行ができる制度の実現や、入札に参加する事業者が適切に評価され、また地域社会の形成を担う事業者の育成や雇用・労働条件の安定といった

観点を取り入れた入札及び契約制度の実現が重要であることから、次の事項を実現するよう強く要望するものでございます。

1として、公共サービス基本法第11条を確実に実施できるよう同法第4条に規定された国の責務を早期に果たすこと。

2として、公共サービスに従事する労働者の適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障させる形での公契約法を早期に制定することであります。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月22日、愛知県愛西市議会。提出先といたしましては、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。よろしく願いいたします。

○5番（竹村仁司君）

意見書案第3号：地方財政の拡充を求める意見書について。

地方財政の拡充を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により提出するものでございます。

愛西市議会議長・大島一郎殿、平成29年6月22日提出。提出者は愛西市議会議員・竹村仁司。賛成者は愛西市議会議員・大宮吉満、石崎たか子、島田浩、加藤敏彦でございます。

地方税財源の充実確保を求める意見書案の内容につきましては、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには地方税財源の充実確保が不可欠でありますので、国に対して地方交付税の増額による一般財源総額の確保並びに地方税財源の充実確保などを強く求めるものでございます。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月22日、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、意見書案第2号及び意見書案第3号について、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

意見書案第2号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、また意見書案第3号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第2号及び意見書案第3号を会議規則第34号の規定により一括議題とし、討論をいたします。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

加藤敏彦議員。

○9番（加藤敏彦君）

意見書案第2号、第3号、一括で討論してよろしいですか。

○議長（大島一郎君）

はい。

○9番（加藤敏彦君）

では、意見書案第2号につきまして、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書ですが、千葉県野田市から始まった公契約条例は、陳情にあるように愛知県でも実施されております。愛知県の公契約条例は、目的として公契約の適正化を図り、公共サービスの品質の確保、環境保全その他の社会的価値の実現及び公契約の履行に係る作業に従事する労働者等の労働環境の整備を図り、県民生活の向上と地域社会の持続的な発展に寄与することを目的としております。

基本方針として、1つは透明性及び競争の公正性の確保等により公契約の適正化を図ります。

2つ目には、県民に提供されるサービスの品質を確保できるよう予定価格の決定等の事務を適切に行います。

3つ目には環境の保全、その他の社会的な価値の実現を図るために公契約を活用します。

4つ目には公契約のもとで働く労働者等の労働環境の整備を図ります。

公共事業がこの工事に携わる下請業者や作業員に正当な支払いを保障するために、国が公契約法を制定することが求められていると考えます。

以上の理由でこの意見書第2号には賛成の討論といたします。

続きまして意見書第3号につきまして、地方財政の拡充を求める意見書案ですが、全国の市議会議長会は、毎年地方税財源の充実確保に関する決議を政府に提出しております。

愛西市議会としても国に意見書を提出すべきと考えます。愛西市においても図書館や公立保育園の民営化問題が出ておりますが、民間委託や指定管理者制度などの導入で削減した経費を標準の水準として地方交付税の算定に結びつけるトップランナー方式は、地方自治体の自主性を尊重すべきだと考えております。

以上のような理由で賛成といたします。

○議長（大島一郎君）

他に討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

○市長（日永貴章君）

平成29年6月定例会閉会に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、4月に行われました市長選挙後最初の議会であり、市長再任に当たり今後の市政運営に対する取り組みの所信を述べさせていただきました。今後も初心を忘れることのないよう市政運営、市政発展のために全力で市政運営に努めてまいりたいと思っております。議員各位、並びに市民の皆様方、愛西市に関係する全ての皆様方に対しまして、改めて御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、今定例会におきましては、条例の一部改正、補正予算並びに人事案件など数多くの議案を提案申し上げ、審議をしていただきました。

審議に際しまして、議員各位からいただきました御指摘等につきましては、今後の市政運営に生かしていきたいというふうに思っております。ぜひ皆様方におかれましては、今後とも御理解、御協力を賜りたいというふうに思います。

さて、これから夏本番に向け市内各地域ではさまざまな行事、イベントなどが計画をされております。7月7日、8日におきましては蓮見の会、7月22、23日の両日におきましては尾張津島天王祭、8月5日、6日の各地区での納涼祭りなど数多くの行事、イベントにおきましては、ぜひ議員各位におかれましては御出席をいただきますよう、そして市民の皆様方にも御参加をお願いしたいと思います。

最後になりますが、議員各位におかれましては体調に十分御留意をいただき、御活躍されることを御祈念申し上げます、閉会の挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大島一郎君）

これにて平成29年6月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後0時32分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

大島一郎

会議録署名議員  
第11番議員

河合克平

会議録署名議員  
第12番議員

島田浩